

東海市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

### 東海市規則第8号

東海市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年東海市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第7のアの表中

7 6	5 4	を		に
7 7	5 5			
7 8	5 6			
7 9	5 7			

改める。

別表第7の2のアの表中

1 1 3	9 3	を		に
1 1 3	9 3			
1 1 3	9 3			
1 1 3	9 3			

改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、その属していた

職務の級が行政職給料表（一）の4級又は5級であり、かつ、その受けていた号給が94号給以上であった職員を施行日に昇格させ、又は降格させた場合におけるその者の号給については、なお従前の例による。